

## 『厚愛地区診療情報共有システム』利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、厚木・愛川・清川医療圏における医療機関等の連携を推進し、質の高い地域医療の確保を図るため、厚愛地区診療情報共有システム（以下、「ネットワーク」という。）の適正、かつ円滑な運用を図り、併せて、当該ネットワークにおける医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理組織等)

第2条 ネットワークの運用及び管理は、厚愛地区診療情報共有システム構築モデル事業運営協議会（以下、「協議会」という。）が実施する。

### (ネットワークへの参加)

第3条 ネットワークへの参加を希望する医療機関等は、この規約を誠実に遵守しなければならない。

- 2 ネットワークへの参加を希望する医療機関等は、協議会に参加申込書（様式1）を提出しなければならない。また、参加を承認された医療機関等は、（以下、「ネットワーク参加機関」という。）は、個別に富士フィルムメディカル株式会社（以下、「サービス提供者」という。）と地域医療連携C@Rna Connect サービス利用契約を締結しなければならない。

### (ネットワーク参加機関の責務)

第4条 ネットワーク参加機関は、医療情報の漏えい、目的外使用、守秘義務違反のないよう参加機関内のネットワークの安全かつ適正な利用を確保しなければならない。

- 2 ネットワーク参加機関は、参加機関内のネットワークの適正な利用を推進するため、ネットワーク参加機関内に利用責任者1名を配置する。

### (サービス提供)

第5条 ネットワークで提供されるサービス内容は、別紙1のとおりとする。ただし、別紙のサービス提供のオプションについては、協議会で協議し、提供するための条件が整備されたものから、順次、サービス提供を開始する。

(サービス利用期間)

第6条 サービス利用期間は、協議会が指定する日から起算して1年間とする。ただし、ネットワーク参加機関から当該利用期間が満了する日の30日前までに利用を終了したい旨の申し出がない限り、当該利用期間を自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(利用機器の貸与)

第7条 協議会は、ネットワークの利用に必要な機器(以下、「利用機器」という。)については、ネットワーク参加機関からの申し込みにより、協議会が必要と定めた範囲で貸与することができる。

- 2 ネットワーク参加機関は、貸与された利用機器を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。
- 3 貸与された利用機器が通常の使用方法により故障等した場合は、その修繕、補修等の費用は、当該機器メーカー保証期間が経過している場合は、当該ネットワーク参加機関の負担とする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 ネットワーク参加機関は、患者等の個人情報を別添、「『厚愛地区診療情報共有システム』個人情報保護方針」に基づき、適正に保護、管理するものとし、次に掲げる場合を除き、個人情報を開示しないものとする。

- 2 ネットワーク参加機関は、次のいずれかに該当するときは、患者からの個別の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示することができるものとする。
  - (1) 法令に基づき、裁判所及び警察等の行政機関から照会を受けたとき
  - (2) 緊急時において、人命、身体及び財産等を保全するために必要があるとき

(患者からの承諾)

第9条 ネットワークにおいて、患者の医療情報等を提供する場合は、別添「厚愛地区診療情報共有システム利用説明書・承諾書」に基づき、その内容を当該患者等に説明した上で、文書により当該患者等から承諾を得なければならない。

(会計等)

第10条 利用機器の貸与及び会計事務は、協議会事務局において処理する。

(規約の変更等)

第11条 本規約の全部又は、一部を変更するときは、協議会に諮り、過半数の同意を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年11月1日から施行する。